

令和3年度 神栖市奨学生推薦基準（高校生）

神栖市内に1年以上住所を有する者の子で、高等学校に在学する又は在学する予定で、次の1～5の各基準にあてはまる者について推薦する。

1. 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2. 学力について

(1) 中学校又は高等学校に在学する者

在学校における全学年の学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.5以上であること。

※ 履修教科（科目）の評定は5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定すること。

3. 健康について

学校保健安全法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐え得ると認められる者。

4. 家計について

奨学資金（給与）希望者は次のいずれかに該当する者とする。

ア 生徒の保護者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者またはこれに準ずる程度に困窮していると認められる者。この場合、これに準ずる者とは、前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者であること。

- ・ 生活保護法に基づく保護の停止、または廃止
- ・ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- ・ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

- ・ 国民年金法第 89 条及び第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- ・ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- ・ 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給
- ・ 生活福祉資金の貸付

イ その他の者で次のいずれかに該当する者

- ・ 保護者が雇用保険日雇労働被保険者である者
- ・ 生徒の属する世帯が、災害、疾病、失業、生業不振その他の理由により著しく生活困難であると認められる者
- ・ 神栖市教育委員会が特に給与の必要があると認めた者

※ 上記の推薦にあたっては、生活保護法の規定による保護を受けていることを証明する書類、またはこれに準ずる者であることを証明する書類（民生委員の証明や児童扶養手当の証明等）を添付すること。

5. 市税等の納付について

本人の属する世帯の市税等が完納されていること。

給与開始後、市税等に未納が確認された場合には、給与を保留します。